

2007年2月2日

朝日火災海上保険株式会社

火災保険の適正な募集態勢等にかかる点検について

朝日火災海上保険株式会社では、火災保険契約の適正な募集態勢等にかかる点検を以下のとおり行うこととしましたのでご報告いたします。

1 火災保険料が適正であるかの点検

弊社は、火災保険契約の点検につきましては、以下のとおり、順次点検をして参ります。

区 分	調査対象	完了期日
第1段階	<ul style="list-style-type: none">外壁がALC版やコンクリートと記載されたC・D、3・4級構造料率適用の契約構造用法欄に「ツーバイフォー（2×4）」「省令準耐火」といった記載があるC・D、3・4級構造料率適用の契約保険の目的がマンションの1戸室でかつ総戸数が5戸以上でA構造料率の適用の家庭総合保険契約	平成19年3月末
第2段階	<ul style="list-style-type: none">各種割引の記載がある契約	
第3段階	<ul style="list-style-type: none">C・D、3・4級構造のうち第1段階で調査対象とした契約以外の長期（1年を超える）契約	平成19年5月末
第4段階	<ul style="list-style-type: none">すべての火災保険契約。平成19年3月1日より、契約更改時（長期契約は始期応答月毎）に評価、構造、割引について点検を実施（森林火災保険を除く）	平成20年2月末

(1) 第1段階から第3段階の点検方法

- ① 調査対象契約のうち、ご契約者へのご確認が必要と思われる第1段階と第3段階の契約について、ご契約者宛に「火災保険確認調査表」をお送りしてご回答をいただき点検を行います。（本社より一括発送し、本社へご返送していただきます。）
- ② 第2段階の契約については、弊社において全件再計算をして点検を行います。
- ③ 調査対象契約は第1段階・第2段階・第3段階の各条件で絞り込んで抽出調査しますが、抽出条件だけでなく契約全般にわたって適正に契約されているか点検を行います。（例えば、保険金額の設定が適正に行われているか、地震保険は保険金額や割引が適正に契約されているか、割増引欄に記載通り割増引を適用しているか等）

(2) 第4段階の調査方法

契約更改時に、「契約時チェックリスト」を使用し、社員、代理店がお客様のニーズを点検すると同時に評価、構造の点検を行います。

(3) 誤りのあった場合の差額保険料の訂正

点検の結果、誤りのあった場合は、ただちに適正契約に訂正します。過去の契約でも誤りのあった場合は、ご契約者と当社双方が確認できる契約まで遡及して訂正を行います。

2 代理店に対する指導態勢、代理店の説明態勢の点検について

当社では今回の事態を重視し、代理店に対する指導態勢や代理店の説明態勢についても点検を実施して参ります。

(1) 社員、代理店への研修制度等の見直し

(2) お客様への説明態勢の整備

(3) 契約募集ツール（パンフレット等）の点検

本件に関するお客様専用のお問い合わせ窓口は次のとおりです。

フリーダイヤル	0120-115-603	(携帯電話・PHSからはご利用できません。)
受付時間	午前9時～午後5時まで	(土・日・祝日、年末・年始を除く)

以上